

各位

会社名 株式会社富士テクニカ 代表者名 代表取締役社長 糸川 良平 (JASDAQ・コード 6476)

問合せ先 取締役執行役員財務部長 村上 正明

電話番号 055-977-2300

企業再生支援機構による富士テクニカへの支援決定及び事業譲受のお知らせ

株式会社富士テクニカ(以下、「当社」といいます。)は、平成 22 年 9 月 17 日開催の取締役会において、主要取引先金融機関である株式会社静岡銀行(以下、「静岡銀行」といいます。)及び当社の子会社である株式会社富士アセンブリシステム(以下、「FAS」といいます。)とともに、株式会社企業再生支援機構(以下、「機構」といいます。)に対して、株式会社宮津製作所(以下、「宮津製作所」といいます。)との事業統合(以下、「本事業統合」といいます。)を核とした事業再生計画(以下、「本事業再生計画」といいます。)に対する支援の申込みを行うことを決議した上でその申込みを行い、同日、機構から支援決定の通知を受けました。また、当社は、同日開催の取締役会において、宮津製作所との間で本事業統合に関する基本合意書を締結することについても決議しましたので、併せてお知らせいたします。なお、本事業統合の具体的な手法としましては、当社が宮津製作所から金型関連事業を事業譲渡により譲り受ける方法(以下、本事業統合の具体的手法としての事業譲受を「本事業譲受」といいます。)とする予定です。

今後、当社は、経済産業省をはじめとする関係官庁及び機構等による支援を受けながら、金融支援の具体的な内容について、当社に対して一定額以上の金融債権を有する取引先金融機関(以下、「主要取引先金融機関」といいます。)及び機構との間でそれぞれ協議を行っていく予定です(機構に対する支援申込み及び支援決定、本事業統合並びに機構及び主要取引先金融機関による当社に対する金融支援を総称して、以下「本件」といいます。)。

なお、本事業統合の実行は、平成 22 年 10 月開催予定の臨時株主総会において、本事業譲受に加え、後述する A 種優先株式及び B 種優先株式(以下、「本優先株式」といいます。)の発行(以下、「本優先株式発行」といいます。)、株式の併合及び単元株式数の変更並びに定款の変更に必要な決議がなされ、その効力が生ずること、また、機構において、株式会社企業再生支援機構法(以下、「機構法」といいます。)第 28 条第 1 項に定める債権の買取決定又は同法第 31 条第 1 項に定める債権の買取り等をしない旨の決定(以下、「買取決定等」といいます。)及び当社に対する出資決定がなされること、その他関係法令に基づき必要とされる手続が完了していることを条件としております。

I. 本件の目的

1. 当社の設立及び発展

当社は、自動車車体のプレス金型業界に属し、昭和 32 年(1957 年)の設立以来、一貫して日本のモータリゼーションとともに歩み、国内外の自動車メーカーに自動車車体のプレス金型を製造・販売してまいりました。また、当社は、同業他社に先駆けて CAD/CAM を導入し、先進技術と職人技術の融合を図るとともに、品質向上のためのトライプレス工場や仕上げ工場の増築、取引先自動車メーカーの工場周辺への自社拠点の設置等を計画的に行ってまいりました。これらの施策により、高い品質を維持しつ

つ納期を短縮することが可能になった結果、ゼネラルモーターズ等の米国ビッグスリーや欧州の自動車メーカーから金型の受注を獲得するに至りました。さらに、業容拡大のための信用力強化を目的として、平成 10 年 (1998 年) に日本証券業協会 (現 株式会社大阪証券取引所 JASDAQ 市場 (以下、「JASDAQ」といいます。)) に店頭登録を行いました。

2. 新興国金型メーカーの台頭及び国内過当競争による苦境

しかしながら、平成 18 年(2006 年)以降、当社の主な市場であった北米市場が大きく落ち込み、これに加えて日本市場も低迷する中で、これらとは対照的に、中国自動車市場を中心とする新興国市場が拡大したことから、当社も軸足を新興国市場、とりわけ中国に移してまいりました。ところが、中国の旺盛な金型需要を背景に、豊富な資金力を有する中国地場企業が金型事業へ相次いで参入し成長を遂げることにより、激しい価格競争がもたらされ、製品価格は大幅に下落するに至りました。さらに、この製品価格の下落は、中国市場に留まらず世界市場に波及することになりました。当社は、このような状況の下、高精度金型領域に追い込まれるに至り、さらには、この領域においても主戦場である中国市場において同業他社との熾烈な過当競争を強いられることとなりました。その結果、当社全体としてキャッシュフロー創出能力が低迷し、将来の競争力強化に向けた投資余力を失うという負の連鎖に陥っております。

3. リストラクチャリング等の経営努力による業績の回復

このような状況に対応すべく、当社は、平成 21 年 (2009 年) には、生産拠点の見直し (新潟工場の閉鎖) を核とした人員の削減、グループ全役員及び従業員を対象とした報酬及び給与の減額並びに製造経費、販売費及び一般管理費の大幅削減等のグループを挙げた経営合理化計画 (リストラクチャリング)を実施いたしました。

また、当社は、上記リストラクチャリングと併せて、当社がプレス金型メーカーとしての信用力を維持し、株主及び投資家の皆様の他、従業員及び取引先等のステークホルダーから寄せられる期待に応え、株式公開企業として企業価値を維持していくために必要な事業改革を図るべく事業計画を策定し、平成21年9月28日付で、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく事業再構築計画の認定を受けました。これにより、当社は、製造工程の見直しによる原価低減策を展開するとともに、独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証制度を活用した資金調達を行いました。

この結果、当社は、平成 22 年 3 月期には連結ベース及び単体ベース双方で単年度黒字化を達成し、連続して当期純損失が生じる状況から脱却することとなりました。

4. 本事業統合に関する合意及び機構に対する支援の申込みに至る経緯

しかしながら、顧客である各自動車メーカーからの足元の受注状況がより一層厳しさを増す中、急激な円高基調の為替変動等による外部要因の影響もあり、当社の平成23年3月期第1四半期の業績は厳しいものとなり、さらなる純資産の毀損を余儀なくされる状況となりました。

かかる事態を受けて、当社は、現状を打開し今後の成長戦略を描くためには、抜本的な対策をとる必要があることを痛感するに至りました。具体的には、外部からの資本の受入れを含む財務基盤の強化と、日本の金型技術を結集し、技術優位性を生かした事業モデルを策定することにより、新興国金型メーカーとの差別化及び国内企業間の過当競争の解消を図ることが必要であると認識しております。

これは、日本の基幹産業である自動車製造の礎である車体プレス金型を担う企業として、今まで以上に「世界の自動車産業をリードする先進金型企業」というビジョンの実現に資するものです。

そのような中、当社は、当社と同様に金型業界のトップメーカーである宮津製作所との統合を行うことにしたものです。

今回の機構からの支援決定により、当社は、機構に対する第三者割当増資による約53億円の資金調達を行い、財務基盤及び信用力の強化を図るとともに、機構から最大15億円の債務保証及び経営人材派遣等の支援を頂くこととなります。また、併せて主要取引先金融機関に対しても金融支援を要請し、これにより事業再生を確実に進めてまいります。

Ⅱ. 事業再生計画の概要

今回の機構に対する支援の申込みを行うにあたって当社が策定した事業再生計画(以下、「本事業再生計画」といいます。)は、機構の支援を受けて、自動車車体のプレス金型業界において当社と並ぶトップメーカーである宮津製作所との事業統合を実現し、統合会社において事業の再生を図ることを主要な内容としております。

当社及び宮津製作所は、大型プレス金型市場において、過去数十年間に亘って切磋琢磨し合い、それぞれ高度な技術力により世界的なブランドと顧客基盤を確立してきました。しかしながら、前述のとおり、新興国金型メーカーの急速な追い上げと世界不況の影響による新車開発件数の減少等の影響により、両社の事業環境は年々厳しさを増し、過当競争による国内勢同士の不毛な消耗戦を強いられ、これまでに培ってきた強みすらも喪失する危機に瀕しております。

そこで、当社及び宮津製作所は、こうした負の連鎖を断ち切り、事業統合を図ることにより、それぞれの企業が本来持っている競争力を回復する途を選択いたしました。

本事業再生計画における基本方針は次の3点になります。

- ① 国際競争力のある高精度金型領域における国内勢同士の不毛な消耗戦からの脱却
- ② 新興国における生産拠点の増強によるコスト競争力の強化
- ③ 両社の強みである品質及び納期管理力と上記コスト競争力強化の組合せによる競争優位性の構築

1. 事業再生計画

上記の基本方針を実現するため、当社は、宮津製作所との事業統合を行うことにより、相互の強みを 最大限に活かし、不足していた経営資源を補い合うとともに、国内における消耗戦の緩和を図り、持続 的な競争力強化を目指します。本事業統合後の本事業再生計画の骨子は次のとおりです。

- ① 事業構造の転換に向けた改革
 - a) 国内供給能力削減と受注採算管理の強化(高精度金型領域)
 - b) 新興国における生産拠点の活用による受注拡大(高精度金型領域以外)
 - c) 受注基盤の強化
- ② コスト削減に向けた改革
 - a) 採算管理及び原価管理体制の強化
 - b) 統合を前提とした本社機能のスリム化
 - c) FAS の溶接治具事業のスリム化
- ③ アライアンス (M&A を含む) の積極活用

他社との業務提携、さらなる同業他社との統合及び隣接事業領域への進出等、企業価値向上及び 競争力強化に必要なあらゆる施策を想定しております。

④ 組織運営及び人事政策の改革

組織運営及び人事政策の改革を梃子に、事業構造の抜本的転換(供給過剰構造による過当競争の解消、海外生産拠点の本格活用によるコスト競争力強化、受注に向けた財務基盤強化)及び地道なコスト削減努力の積み重ねを着実に推進し、現在の低収益構造からの脱却を図ります。

なお、社外取締役及び社外監査役を除き、当社の取締役及び監査役は全員退任する予定です。時期等について現時点では未定ですが、詳細が確定次第速やかに開示いたします。

⑤ 本事業再生計画最終年度となる平成26年3月期売上高の目標

平成 23 年 3 月期の連結業績見通しは、売上高約 97 億円、営業損失約 18 億円を見込んでおり、また、本事業再生計画初年度である平成 24 年 3 月期においては、売上高約 171 億円、営業損失約 9 億円を見込んでおりますが、機構による支援終了予定時である平成 26 年 3 月期には、売上高約 172 億円、営業利益約 6 億円を目指します。なお、本事業再生計画は、平成 22 年 10 月開催予定の臨時株主総会において本件の実行のために必要な一連の議案が承認され、平成 22 年 12 月下

旬に予定されている本事業統合の実行が完了することを前提としております。本事業統合による 業績への影響については、詳細が判明次第速やかに開示いたします。

2. 事業統合

当社は、宮津製作所との間で、平成 22 年 9 月 17 日付で本事業統合に関する基本合意書を締結し、同年 10 月上旬を目処に本事業統合に関する事業譲渡契約書を締結した上で、同年 12 月下旬を目処に事業譲受を実行して宮津製作所の全事業を承継し、両社の事業統合を行うことを予定しております。

本事業譲受の対価及び本事業再生計画の遂行に必要となる設備投資資金及び構造改革費用は、機構に対する第三者割当増資を行うことにより調達いたします。

3. 金融支援

(1) 金融支援の概要

当社は、機構による支援手続の中で、主要取引先金融機関に対して、①債務の株式化(デット・エクイティ・スワップ(DES))、及び②債務の資本的劣後ローンへの貸付条件の変更(デット・デット・スワップ(DDS))を金融支援として要請いたします。

また、本事業再生計画を迅速かつ適切に遂行するため、③機構に対する第三者割当増資による資金調達を行います。

それぞれの金融支援の概要は、下記の「(3)金融支援の具体的内容」をご覧下さい。

(2) 財務状況

当社は、平成 22 年 6 月期において、連結ベースで自己資本比率が 0.5%まで低下し、早急な財務基盤の強化が必要になっております。

(3) 金融支援の具体的内容

① DES

当社は、機構による支援手続の中で、主要取引先金融機関に対して、総額約31億3,500万円の債務の株式化(以下、「本DES」といいます。)を要請し、本事業統合後の会社の財務健全化を図ります。具体的には、主要取引先金融機関の有する無担保債権の一部を現物出資していただくことにより、その債権額に応じた優先株式の発行を行うことを予定しています。その結果、当社の有利子負債が約31億3,500万円減少することが見込まれます。

本 DES のために発行する B 種優先株式は、無議決権優先株式とした上で、払込期日から 1 年後に B 種優先株式 1 株につき普通株式 1 株に転換することを想定しています。この B 種優先株式 の発行により、潜在的には既存株主の普通株式の議決権は約 284%希薄化されることが想定されます。

なお、B 種優先株式の発行は、平成 22 年 10 月開催予定の臨時株主総会において、株主の皆様により、本優先株式発行に必要な定款変更及び特に有利な価額をもって発行することが承認されること、株式併合及び単元株式数の変更が承認され、その効力が生ずること、機構による債権の買取決定等及び出資決定が行われること、その他各種の法令に基づき必要な手続が完了していることを条件とします。

② DDS

当社は、主要取引先金融機関の一部に対して、総額 11 億 6,100 万円の債務の資本的劣後ローンへの貸付条件の変更(以下、「本 DDS」といいます。)を要請します。本 DDS により、当社の当面の資金繰りが改善する見込みです。

③ 資金調達

本 DES を実行したとしても、当社の自己資本比率は、今後想定される厳しい事業環境で競合他社と戦っていくために十分な水準に達していないと考えられること、また、本事業再生計画を迅速かつ適切に遂行するためには一定の資金の確保が必要になることから、当社は、機構に対する

第三者割当増資による約53億円の資金調達を行います(以下、「本資金調達」といいます。)。当 社が機構から出資を受ける総額約53億円の資金の使途には、本事業統合に係る事業譲受代金、国 内外設備投資等資金及び構造改革費用が含まれます。

本資金調達のために機構に対して発行される A 種優先株式は、議決権優先株式とした上で、払込期日から 1 年後以降 4 年後までの間に、A 種優先株式 1 株につき普通株式 18 株を取得できる取得請求権を付すものとする予定です。この A 種優先株式の発行により、潜在的に既存株主の議決権は約 1,657% 希薄化されることが想定され、本 DES による潜在的な希薄化率と合計すると、約 1,941% 程度の希薄化が生じる可能性があります。なお、本優先株式発行に先立ち、株式併合及び単元株式数の減少等を実施する予定であり、上記希薄化率は、株式併合後の株式数を前提としたものです。

なお、A 種優先株式の発行は、平成 22 年 10 月開催予定の臨時株主総会において、株主の皆様により、本優先株式の発行に必要な定款変更及び特に有利な価額をもって発行することが承認されること、株式併合及び単元株式数の変更が承認され、その効力を生ずること、機構による買取決定等及び出資決定が行われること、本 DES 及び本 DDS が実行されること、その他各種の法令に基づき必要な手続が完了していることを条件とします。

(4) 自己資本比率の向上

上記①、②及び③の金融支援の実施により、当社の自己資本比率は約 $20\sim25\%$ に向上することが見込まれます。

(5) 既存の株式への影響

前述のとおり、本 DES 及び本資金調達により、既存の株主の皆様が保有する普通株式について、議 決権の潜在的な希薄化が生じる見込みです。

JASDAQ 等における株券上場廃止基準の特例の取扱い 1.(13)f には、議決権の希薄化率が 300%を超える第三者割当増資が行われた場合、上場廃止基準の 1 つである株主の権利が不当に制限されていると認められる場合に該当する旨の規定があるところ、本 DES 及び本資金調達による希薄化の規模は300%を大きく超えることが想定されます。しかしながら、当社としては、①本資金調達は機構法に基づき主務大臣の認可を受けて設立された公的な役割を担う法人である機構に対する第三者割当増資により行われるものであり、公的資金による救済としての側面を有すること、及び、②本事業再生計画の実行により将来的な株主利益の向上が見込まれること等を考慮し、本 DES 及び本資金調達に伴う希薄化については、「株主の利益を侵害するおそれが少ないと当取引所が認める場合」(JASDAQ 等における株券上場廃止基準の特例の取扱い 1.(13)f 但書)に該当するものであり、希薄化率が300%を超える第三者割当増資であっても、上場廃止基準に該当せず、引き続き上場は維持されるものと考えております。

なお、当社は、本資金調達及び本 DES の前提として、株式の併合を実施することを予定しておりますが、株式の併合比率に合わせた単元株式数の変更も併せて行うため、株主の権利を不当に侵害するものではありません。また、当社は、本事業再生計画の一環として減資を行うことは予定しておりません。

Ⅲ. 本件の日程

平成 22 年 9 月 17 日 取締役会決議

機構に対する支援申込み 本事業統合に関する基本合意書の締結

平争未配行に関りる基本行法

平成 22 年 10 月上旬 取締役会決議 (予定)

本事業統合に関する事業譲渡契約書の締結

臨時株主総会招集

定款変更 (付議議案)

株式併合(付議議案)

本優先株式の発行(付議議案)

本事業統合に関する事業譲渡契約(付議議案)

平成22年10月 臨時株主総会(予定)

定款変更の承認

株式併合の承認

本優先株式発行の承認

本事業統合に関する事業譲渡契約の承認

平成22年11月上旬 機構による買取り決定等及び出資決定(予定)

取締役会決議(予定)

本優先株式の割当先の最終確定

平成22年12月1日 株式併合及び単元株式数の変更の効力発生(予定)

平成 22 年 12 月下旬 本 DES、本 DDS 及び本資金調達の完了 (予定)

主要取引先金融機関による本 DES 及び本 DDS の実行

機構による払込みの完了

平成22年12月下旬 本事業統合の実行(予定)

本事業譲受に関する譲受代金の支払い

Ⅳ. 本事業統合について

1. 本事業統合の理由

「<u>I.本件の目的</u>」に記載のとおり、当社は、日本の金型産業における自動車車体プレス金型の技術力を結集しつつ、新興国金型メーカーとの差別化を実現するため、国内企業間の過当競争の解消を図ることが必要であると考えております。また、経済産業省は、「産業構造ビジョン 2010」において、産業再編や同業種・異業種間の連携を提言しています。

これらを踏まえ、当社は、現状を打開し今後の成長戦略を描くためには、抜本的な対策を講じる必要があることを痛感するとともに、日本の基幹産業であり、自動車製造の礎である車体プレス金型を担う企業として「世界の自動車産業をリードする先進金型企業」というビジョンの実現に共感いただいた、当社と同様に金型業界のトップメーカーである宮津製作所と新事業のあり方を協議してまいりました。その結果、当社は、平成22年9月17日開催の取締役会において、当社が宮津製作所から金型事業の全部を譲り受ける方式で事業統合を行うことについて、宮津製作所との間で「事業統合に関する基本合意書」を締結することを決議し、同日付で宮津製作所との間で同基本合意書を締結いたしました。

本事業統合の具体的な手法として事業譲受を採用したのは、簿外債務を承継するリスクを遮断し、本事業統合後の統合会社の事業にとって必要な資産及び負債のみを承継することによって、統合会社が円滑に成長戦略を実現することができるという理由によるものです。また、当社が宮津製作所の事業の受け皿となる理由は、取引先に対して上場企業であることがより信用補完に繋がるためです。

なお、本事業統合の実行は、本事業統合に関する事業譲渡契約書が平成22年10月開催予定の臨時株主総会において承認されること、並びに本DES及び本資金調達が実行されること等を条件としております。

2. 本事業統合の内容

当社が宮津製作所の事業の全部を譲り受けることにより、事業統合を行うことを予定しております。 なお、譲受事業部門の内容、譲受資産及び負債並びに譲受価額及び決済方法につきましては、今後、 本事業統合に関する事業譲渡契約書における合意に向けて当事者間で協議を進めてまいります。

3. 相手先 (株式会社宮津製作所) の概要

(1)	商 号			株式会社宮津製	作所		
(2)	本 店	所	在 地	群馬県邑楽郡大	:泉町仙	石三丁目 24番1号	
(3) 代表者の役職・氏名			代表取締役社長	宮村	哲人		
(4)	事 業	き	內 容	自動車車体プレ	ス金型	業	
(5)	資 本	金	の額	1,514 百万円			
(6)	設 立		月 日	昭和42年4月	1 日		
(7)	純	資	産	△1,875 百万円			
(8)	総	資	産	9,934 百万円			
				ASIA AUTOMO	OTIVE	INVESTMENT B.V.	(アジアオートモーテ
				ィブインベスト	メント	ビー・ヴィー) 33.4	13%
(9)	大株主	及び生	烘业家	普通株式		10.12%	
	/\/\\/	X 0.11	7KVL	種類株式(議決権	なし) 23.31%	
				宮村 哲人	16.18%	6	
				津久井 伸一	10.22%	6	
(10) 上場会社と当該会社 の 関 係 等			資本関係	該当事	事項はありません。		
			人的関係	該当事	事項はありません。		
			取引関係	該当事	事項はありません。		
			関連当事者へ	数 业 1	、ません。		
				の該当状況		ンません。	
(11)	最近 3	年間の	経営成績	責及び財政状態			(単位:百万円)
				平成 20 年 2 月	月期	平成21年2月期	平成22年2月期
純	資		産		3,476	167	$\triangle 1,875$
総	資		産	1	8,665	16,026	9,934
1 株当	たり純	資産	(円)	6,3	24.59	$\triangle 7,640.64$	$\triangle 16,260.62$
売	上		高	15,731		11,094	7,178
営	業	利	益	136		$\triangle 2,\!206$	$\triangle 2{,}027$
経	常	利	益	72		$\triangle 2,\!326$	$\triangle 2,159$
当	期 純	利	益	15		$\triangle 3,216$	$\triangle 2,053$
1株当たり当期純利益(円)			(円)	\triangle	97.08	$\triangle 13,734.95$	\triangle 8,828.21
1 株当	1 株当たり配当金(円)					_	_

4. 会計処理の概要

現時点では未定です。

5. 今後の見通し

今後、宮津製作所との間で本事業統合に関する協議を進め、平成22年10月開催予定の臨時株主総会までに本事業統合に関する事業譲渡契約書を締結する予定です。詳細につきましては、本事業統合に関する事業譲渡契約書を締結後、速やかに開示いたします。

V. 第三者割当による優先株式の発行について (予定)

当社は、機構からの支援決定の通知を受け、第三者割当による本優先株式発行を下記の概要で予定しております。本優先株式発行に伴い、既存株式の議決権に大幅な希薄化が生じることが見込まれます。詳細

については、以下の概要をご覧下さい。

なお、当社は、平成 22 年 10 月上旬開催予定の取締役会において、本優先株式発行を同年 10 月開催予定の臨時株主総会の付議議案とすることを予定しており、本優先株式発行は、本優先株式に関する定款変更及び特に有利な価額をもって発行することが当該臨時株主総会において承認されること、機構による債権の買取決定等及び出資決定が行われること、並びに後述する株式の併合及び単元株式数の変更の効力が発生すること等を条件としております。また、11 月上旬実施予定の機構による買取決定等を踏まえ、取締役会において最終的な割当先を確定する予定です。

1. 募集の概要

(1) A 種優先株式の概要

(1) 発行期日	平成 22 年 12 月下旬(予定)
(2) 発行新株式数	736,111 株
(3)発行価額	1 株につき 7,200 円
(4) 発行価額の総額	5,299,999,200 円
(5) 資本組入額	1 株につき 3,600 円
(6) 資本組入額の総額	2,649,999,600 円
(7) 募集又は割当方法(割当先)	第三者割当の方法により、機構に全株式を割り当てます。
	上記各号については、平成 22 年 10 月開催予定の臨時株主
(8) その他	総会において、本優先株式発行に必要な議案が承認される
(8) C 0) TE	こと等を条件としております。
	なお、詳細については、別紙 V-1-(1)-(8)をご覧下さい。

(2) B 種優先株式の概要

(1) 発行期日	平成 22 年 12 月下旬 (予定)
(2) 発行新株式数	最大で 2,271,739 株
(3) 発行価額	1 株につき 1,380 円
(4) 発行価額の総額	最大で 3,134,999,820 円
(5) 資本組入額	1 株につき 690 円
(6) 資本組入額の総額	最大で 1,567,499,910 円
	第三者割当の方法により、静岡銀行を含む主要取引先金融
(7)募集又は割当方法(割当先)	機関に割り当てることを予定しております。
	割当先が確定次第速やかに開示いたします。
	上記各号については、平成 22 年 10 月開催予定の臨時株主
(8) その他	総会において、本優先株式発行に必要な議案が承認される
(8) 7071L	こと等を条件としております。
	なお、詳細については、別紙 V-1-(2)-(8)をご覧下さい。

2. 募集の目的及び理由

募集の目的は、前述の「<u>I.本件の目的</u>」記載のとおりですが、今後の事業再生に向けた強固な収益 基盤の確立と、財務体質の抜本的な改善を図るため、本事業再生計画に基づき、機構に対する第三者割 当増資による資金調達と主要取引先金融機関に対する DES の要請を予定しております。

(1)機構に対する第三者割当増資による資金調達を行う理由

当社は、将来の成長戦略上、新興国の金型メーカーとの競争に勝ち抜いて行くためには、財務内容の抜本的な改善と強化を図ることが急務であると認識しており、資本増強を伴う資金調達を行うこととしました。そして、①自動車車体プレス金型産業の構造を変革するという目標の下、本事業統合を行いつつ当社の成長を維持するためには、通常の公募又は株主割当等では必要となる資金を迅速かつ

確実に集められる保証がないこと、また、②事業再生のプロフェッショナル集団である機構に株主と しての強力なリーダーシップを発揮していただくこと等が期待できることから、機構に対して第三者 割当増資を行う方法が当社にとって最適な資金調達方法であると判断しました。

当社は、今回の第三者割当増資により実現される機構との資本関係を通じて、より強固な対外的信用を構築することにより、事業面での効果が期待できると考えております。

(2) 主要取引先金融機関に対する DES の実施の要請を行う理由

当社の事業は、取引の受注から納品までのリードタイムが長く、初期投資や設備投資に多額の資金を要することから、現在の自己資本比率と有利子負債の残高では、取引先に信用不安の懸念を与えかねません。かかる事業価値の毀損を防ぐため、当社は、最適な資本構成を構築することが不可欠であると認識しております。そこで、当社は、財務基盤を健全化するため、本事業再生計画に基づく金融支援の一環として、主要取引先金融機関に対して、その有する債権のうち無担保債権の一部についてDESの実施を要請することを予定しております。なお、主要取引先金融機関のうち静岡銀行とは、DESの実施について既に協議を行っております。

3. 調達する資金の額及び使途

(1) A 種優先株式

①調達する資金の額(差引手取概	払込金額の総額 5,299,999,200 円
算額)	(差引手取概算額 5,239,999,200 円)
	※ 発行諸費用の概算額 60,000,000 円 (見込み)
	(内訳:登記関係費用、調査費用及びアドバイザリー
	費用(西村あさひ法律事務所、山田ビジネスコンサル
	ティング株式会社、株式会社井之上パブリックリレー
	ションズ、日興コーディアル証券株式会社(以下、「日
	興コーディアル証券」といいます。)))
②調達する資金の具体的な使途	A 種優先株式発行による調達資金の具体的な使途は、下記
	の内容を予定しております。ただし、今後の交渉等により
	増減する可能性があります。
	(a) 本事業譲受の対価及び本事業譲受後の運転資金として
	約 30 億円(上限)
	(b) 国内外の設備投資のための資金として約 16.5 億円
	国内工場のマザー工場化に必要な設備投資、インドネ
	シア生産拠点の構築(強化及び育成)に必要な設備投
	資を予定しております。
	(c) 構造改革費用として約 6.5 億円
	国内人員の異動及び整理並びに雇用条件の調整等に必
	要な資金として支出することを予定しております。ま
	た、登記関係費用、調査費用、株式発行関連費用及び
	アドバイザリー費用(西村あさひ法律事務所、山田ビ
	ジネスコンサルティング株式会社、株式会社井之上パ
	ブリックリレーションズ、日興コーディアル証券)と
	して 0.6 億円 (見込み) を予定しております。
③調達する資金の支出予定時期	上記(a)、(b)及び(c)のいずれも平成22年12月以降を予定し
	ております。なお、調達した資金は支出まで銀行預金にて
	管理いたします。
④調達する資金使途の合理性に関	前述の「I.本件の目的」及び本章(V.第三者割当によ
する考え方	る優先株式の発行について)「2. 募集の目的及び理由」に
アンケスハ	<u>の及がからいった日代といい</u> 一般来で日刊及び推出。に

記載のとおり、A 種優先株式の発行は	、本事業再生計画の
一環として行われるもので、当社の成	長戦略及び事業再生
上必要不可欠なものであり、上記の資	金使途は合理性があ
るものと判断しております。	

(2) B種優先株式

①調達する資金の額(差引手取概	B 種優先株式の発行は DES の手法を採用するため、資金調
算額)	達は行いません。なお、B 種優先株式の発行により、発行
	価額の総額である最大 3,134,999,820 円相当の当社の有利
	子負債が減少することになります。また、本 DES の対象と
	なる債権は、主要取引先金融機関が当社に対して有する金
	融債権となります。
②調達する資金の具体的な使途	上記のとおり、資金調達はありません。
③調達する資金の支出予定時期	上記のとおり、資金調達はありません。

4.

発行条件等の合理性	
①払込金額の算定根拠及びその具	当社は、本優先株式について、第三者機関である日興コー
体的な内容	ディアル証券に、その株式価値の算定を依頼しました。
	日興コーディアル証券は、一般的な価格算定モデルである
	三項ツリーモデルにより、当社の普通株式の株価変動性、
	当社の置かれた事業環境及び財務状況等を考慮し、本優先
	株式の発行条件、金利動向を総合的に勘案して仮定した条
	件の下で算定を行い、株式価値算定書を当社に提出いたし
	ました。当該株式価値算定書によれば、A 種優先株式の算
	定結果は希薄化を考慮しない場合には 23,098 円〜28,511
	円、希薄化を考慮する場合には 13,464 円~14,375 円、B 種
	優先株式の算定結果は希薄化を考慮しない場合には 1,150
	円~1,470円、希薄化を考慮する場合には 550円~610円と
	されております。
	当社は、各算定結果を参考にしながら、①将来の成長戦略
	上、新興国金型メーカーとの競争に勝ち抜いて行くために
	は、資本増強を伴う資金調達によって財務内容の抜本的な
	改善と強化を図ることが急務であることに加え、②自動車
	車体プレス金型産業の構造を変革するという目標の下に本
	事業統合を遂行しつつ当社の成長を維持するためには、必
	要な資金を迅速かつ確実に調達することが必要であること
	等のあらゆる要素を総合的かつ慎重に検討した結果、A 種
	優先株式の払込金額を 7,200 円、B 種優先株式の払込金額
	を 1,380 円と決定いたしました。
	A 種優先株式の払込金額については、会社法上、株式を引
	き受ける者に特に有利な金額に該当すると考えられ、また、
	B 種優先株式の払込金額についても特に有利な金額に該当
	するとされる可能性が存することから、いずれも平成22年
	10 月開催予定の臨時株主総会において特別決議による承認
	を得る予定です。
②発行数量及び株式の希薄化の規	A 種優先株式には議決権が付与されているため、A 種優先株
模が合理的であると判断した理	式が発行された段階で、普通株式に議決権ベースで 92.08%

由

の希薄化が生じることとなります。

また、A 種優先株式には普通株式を対価とする取得請求権及び取得条項が、B 種優先株式には普通株式を対価とする取得条項が、それぞれ付されております。本優先株式の全てが普通株式に転換された場合、A 種優先株式は普通株式13,249,998 株に、B 種優先株式は普通株式2,271,739 株に転換され、この結果、普通株式に1,929.75%(A 種優先株式の転換により1,647.31%、B 種優先株式の転換により282.43%)の希薄化が生じることとなり、その希薄化の規模は相当大きなものになります。

しかしながら、当社といたしましては、①本優先株式発行により、財務的窮境からの脱却が可能になり、②A 種優先株式の発行による資金調達は、機構の支援による本事業再生計画の実行を通じた将来的な株主価値の向上を企図するものであり、③B 種優先株式については、発行後 1 年後の普通株式への転換が、また、A 種優先株式については、発行後 1 年経過後から 4 年経過後までの転換が想定されているため、本優先株式発行により、直ちに全ての希薄化が生じるものではなく、普通株式への転換が段階的に開始するように急激な希薄化に対する配慮がなされているものと考えております。

また、当社といたしましては、④機構は、機構法に基づき主務大臣の認可を受けて設立され公的な役割を担う法人であり、機構が当社の株式を保有することには事業面での効果が期待できることから、むしろ当社の株主全体の利益に資すると考えられ、他方、B 種優先株式のみを見れば、その普通株式への転換に伴う希薄化率は 282.43%であることから、後述する JASDAQ の上場廃止基準に抵触しない範囲のものであると認識しております。

以上により、当社といたしましては、本優先株式発行は、 当社が置かれた事業環境及び財務状況に鑑み、事業再生に 向けた強固な収益基盤の確立と財務体質の改善のため必要 不可欠なものであり、これに伴い生じる希薄化についても 一定の合理性があるものと考えております。

なお、希薄化率が 300%を超える第三者割当に係る決議は、 株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると取 引所が認める場合に該当するとして、当該第三者割当の目 的、割当対象者の属性、発行可能株式総数の変更に係る手 続の実施状況その他の条件を総合的に勘案し、株主及び投 資者の利益を侵害するおそれが少ないと取引所が認める場 合を除き、上場廃止基準に該当するとされております (JASDAQ 等における株券上場廃止基準の特例第2条第1 項第16号、JASDAQ 等における株券上場廃止基準の特例 の取扱い1. (13)f)。しかし、当社といたしましては、上記 ①ないし④の理由により、本優先株式発行は、株主及び投 資者の利益を侵害するおそれが少ない場合として、上場廃 止基準には該当しないものと考えております。

5. 割当先の選定理由等

(1) A 種優先株式

①割当先の概要	株式会社企業再生支援機構
	割当先の概要の詳細は、別紙 V-5-(1)をご覧下さい。
②割当先を選定した理由	前述の「 \underline{I} . 本件の目的」及び「 \underline{V} . 第三者割当による優
	<u>先株式の発行について</u> 」「2. 募集の目的及び理由」「(1) 機
	構に対する第三者割当増資による資金調達を行う理由」に
	記載のとおりです。
③割当先の保有方針	機構による A 種優先株式の保有は、本事業再生計画に基づ
	いて実行されるものですが、機構法第33条第3項によれば、
	機構は支援決定の日から 3 年以内に全ての再生支援を完了
	するように努めなければならないとされていることから、
	機構は、支援決定の日から 3 年を超えて当社の株式を保有
	することはできません。また、支援決定の日から 3 年以内
	に再生支援が完了した場合は、機構は、3 年を待たずに A
	種優先株式又は A 種優先株式と引換えに交付される普通株
	式を売却する可能性があります。
	なお、譲渡による A 種優先株式の取得については、当社取
	締役会の承認を要します。また、当社は、A 種優先株式の
	払込期日より2年間、機構がA種優先株式又はA種優先株
	式と引換えに交付された普通株式の全部又は一部を譲渡し
	た場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡
	株式数等の内容を当社に書面にて報告すること、当社が当
	該報告内容を株式会社大阪証券取引所(以下、「大証」とい
	います。)に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧
	に供されることに同意することにつき、機構から確約書を
() 中心	取得する予定です。
④割当先の払込みに要する財産の	機構は、機構法に基づき、政府と金融機関が預金保険機構
存在について確認した内容	経由等でそれぞれ出資することにより、主務大臣の認可を
	受けて設立された公的な役割を担う法人であり、その事業
	資金は市中から政府保証付きで借入れを行うことにより調 達されているため、払込みに必要な財産を有するものと判
	断しております。

(2) B 種優先株式

①割当先候補の概要	静岡銀行及びその他の当社の主要取引先金融機関を予定し
	ております。
	割当先候補の概要の詳細は、別紙 V-5-(2)をご覧下さい。
②割当先候補を選定した理由	B 種優先株式の出資の目的とする財産の内容は、割当先候
	補である主要取引先金融機関が保有する当社に対する金融
	債権の一部であり、これにより当社の有利子負債が圧縮さ
	れ、財務体質の改善を図ることが可能になります。また、
	当社としては、B 種優先株式の発行により、主要取引先金
	融機関には今後も当社をご支援いただきたいと考えており
	ます。かかる理由により、当社は上記割当先候補を選定い
	たしました。

③割当先候補の保有方針	当社と割当先候補との間に B 種優先株式の保有方針に関す
	る取り決めはございませんが、当社としましては、割当先
	候補である主要取引先金融機関に対して中長期の保有を要
	請する予定です。
	なお、譲渡による B 種優先株式の取得については、当社取
	締役会の承認を要します。また、当社は、B 種優先株式の
	払込期日より 2 年間、割当先候補が、B 種優先株式又は B
	種優先株式と引換えに交付された普通株式の全部又は一部
	を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住
	所、譲渡株式数等の内容を当社に書面にて報告すること、
	当社が当該報告内容を大証に報告すること、並びに当該報
	告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、
	割当先候補から確約書を取得する予定です。
④割当先候補の払込みに要する財	B 種優先株式の発行は、DES の手法を採用するため、払込
産の存在について確認した内容	みの確実性については問題ないと判断しております。なお、
	上記のとおり、対象債権は、主要取引先金融機関の当社に
	対する金融債権となります。

6. 募集後の大株主及び持株比率等

(1) 普通株式

募集前(平成22年3月31日)		募集後	
有限会社ロータストレーディン グ	12.92%	有限会社ロータストレーディン グ	12.92%
高橋 登志雄	8.49%	高橋 登志雄	8.49%
株式会社小松製作所	7.99%	株式会社小松製作所	7.99%
株式会社オーチュー	6.15%	株式会社オーチュー	6.15%
株式会社静岡銀行	3.40%	株式会社静岡銀行	3.40%
高橋 孝子	3.30%	高橋 孝子	3.30%
高橋 みどり	3.27%	高橋 みどり	3.27%
みずほ信託銀行退職給付信託(み		みずほ信託銀行退職給付信託(み	
ずほ銀行口) 再信託受託者資産管	3.13%	ずほ銀行口)再信託受託者資産管	3.13%
理サービス信託銀行株式会社		理サービス信託銀行株式会社	
高橋 かすみ	2.44%	高橋 かすみ	2.44%
富士テクニカ従業員持株会	1.93%	富士テクニカ従業員持株会	1.93%

(2) A 種優先株式

募集前	募集後
該当なし	株式会社企業再生支援機構 100.00%

(3) B種優先株式

募集前	募集後
該当なし	主要取引先金融機関(予定) 未定

※ 主要取引先金融機関に対する個別の割当ての内容が確定次第、個別割当先毎に修正いたします。

(4) 本優先株式発行後及び本優先株式の普通株式への転換後における議決権の状況(見込み)

			本優先株式の全てが
募集前(平成 22 年 3 月 31 日)		募集後	普通株式に転換され
			た場合
株式会社企業再生支援機構	_	47.94%	81.18%
B 種優先株式の普通株式への転換後の			\ ^ 10.000/
主要取引先金融機関	_	_	※ 13.92%
有限会社ロータストレーディング	13.01%	6.77%	0.64%
高橋 登志雄	8.54%	4.45%	0.42%
株式会社小松製作所	8.04%	4.19%	0.39%
株式会社オーチュー	6.19%	3.22%	0.30%
株式会社静岡銀行	3.42%	1.78%	0.17%
高橋 孝子	3.33%	1.73%	0.16%
高橋 みどり	3.29%	1.71%	0.16%
みずほ信託銀行退職給付信託(みずほ			
銀行口)再信託受託者資産管理サービ	3.15%	1.64%	0.15%
ス信託銀行			
高橋 かすみ	2.45%	1.28%	0.12%
富士テクニカ従業員持株会	1.94%	1.01%	0.10%

[※] 主要取引先金融機関に対する個別の割当ての内容が確定次第、個別割当先毎に修正いたします。 なお、当該数値は、静岡銀行が保有する予定の B 種優先株式の普通株式への転換後の割合を含む ものです。

7. 今後の見通し

本優先株式発行及びその後の本優先株式の普通株式への転換により、既存株式の議決権に段階的な希薄化が生じる見込みです。

また、A 種優先株式の発行により当社は総額約53億円の資金調達が可能になり、B 種優先株式の発行を伴うDESにより当社の有利子負債が約31億3,500万円減少することから、本優先株式の発行により、当社の強固な収益基盤の確立と抜本的な財務体質の改善が図られるものと考えております。なお、本優先株式発行による今期の業績への影響は現在精査中であり、詳細が判明次第、速やかに開示いたします。

8. 企業行動規範上の手続き

本優先株式発行は、希薄化率が 25%以上となること及び支配株主が異動することから、JASDAQ の 定める「JASDAQ 等における企業行動規範に関する規則の特例」第2条第2号の定めに従い、株主の意 思確認手続として平成22年10月開催予定の臨時株主総会において特別決議による承認を得る予定です。 未確定の割当先及び内容についても、確定次第開示し、平成22年10月開催予定の臨時株主総会による承認を得る予定です。

9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)(単位:百万円)

				平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期
売		上	高	16,580	19,437	15,832
営	業	利	益	$\triangle 379$	△1,860	396
経	常	利	益	riangle742	$\triangle 2,\!370$	257
当	期	純 利	益	$\triangle 1,024$	$\triangle 3,951$	299
1 株	当たり当	期純利益	(円)	$\triangle 134.83$	$\triangle 492.13$	37.34
1 杉	未当たり	配当金	(円)	8	0	0

1 株当たり純資産(円)	522.53	8.94	57.26
--------------	--------	------	-------

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (平成22年3月31日現在)

種 類	株式数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	8,043,418 株	100%
現時点の転換価額(行使価額) における潜在株式数	353,000 株	4.39%
下限値の転換価額(行使価額) における潜在株式数	_	_
上限値の転換価額(行使価額) における潜在株式数	_	_

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成 20 年 3 期	平成 21 年 3 期	平成 22 年 3 期
高 値	673 円	440 円	264 円
安 値	395 円	66 円	72 円

② 最近6か月間の状況

		平成 22 年 3 月	4月	5月	6 月	7月	8月
高	値	135 円	156 円	160 円	158 円	149 円	134 円
安	値	113 円	120 円	122 円	130 円	115 円	110 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

· 第三者割当増資(普通株式)

発 行 期 日	平成 19 年 12 月 12 日
調達資金の額	399,057,934 円 (差引手取概算額)
発 行 価 額	558円
募集時における 発 行 済 株 式 数	7,399,945 株(自己株式を含む)
当該募集による 発 行 株 式 数	643,473 株
募集後における 発行済株式総数	8,043,418 株
割 当 先	株式会社 小松製作所
発行時における当初の資金使途	サーボプレス機対応によるトライアウトへの移行に係る設備投資資金
発行時における 支出予定時期	平成 20 年 6 月末
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	全額上記の資金使途に充当されております。

10. 発行内容(予定)

別紙 V-1-(1)-(8)及び別紙 V-1-(2)-(8)をご覧下さい。

VI. 株式の併合及び単元株式数の変更について(予定)

当社は、本事業再生計画に基づく本優先株式発行を行うため、株式の併合及び単元株式数の変更を下記の概要で予定しております。

1. 株式併合

(1) 株式併合の目的

本優先株式発行により発行済株式総数が大幅に増加することが見込まれることから、普通株式を併合して(以下、「本併合」といいます。)発行済株式総数の適正化を図ることを目的としております。

(2) 株式併合の方法

平成 22 年 12 月 1 日 (予定) の効力発生日をもって、その前日の株式の数を基準に、普通株式 10 株を 1 株に併合いたします。ただし、本併合の結果、1 株に満たない端数株が生じた場合には、会社 法第 235 条に基づき一括して売却し、その売却代金を端数の生じた株主に対して、その端数に応じて分配いたします。

(3) 本併合により減少する株式数

本併合前の発行済株式総数(平成 22 年 3 月 31 日現在) 8,043,418 株本併合により減少する株式数 7,239,077 株本併合後の発行済株式総数 804,341 株発行可能株式総数 29,000,000 株

(4) 株式の併合により減少する株主数

保有株式数	株主数(割合)	所有株式数(割合)
総株主数及び発行済株式総数	828名(100%)	8,043,418 株(100%)
10 株未満	54 名(6.52%)	118 株(0.001%)
10 株以上	774名(93.48%)	8,043,300 株(99,999%)

- ※1 本併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、一括して売却し、その売却代金を端数の 生じた株主に対して、その端数に応じて分配するため、本併合後の株主数及び発行済株式数は若 干変動することが予想されます。
- ※2 当社は、新株予約権を発行していることから、効力発生日までの行使の状況により、発行済株式 総数が変動する場合があります。
- ※3 本併合を実施した場合、平成22年3月31日現在の株主構成では、総株主数828名のうち、保有株式数が10株未満の株主54名が保有機会を失います。

2. 単元株式数の変更

(1)変更の理由

本併合によって、株主の議決権等の権利や普通株式の市場での売買の利便性や流動性が損なわれないようにするため、本併合の効力発生を条件として、当社株式の単元株式数を変更するものです。

(2)変更の内容

当社株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

3. 株式併合及び単元株式数変更の条件

当社は、平成22年10月上旬開催予定の取締役会において、本併合及び単元株式数の変更に係る定款変更を同年10月開催予定の臨時株主総会の付議議案とすることを予定しており、本併合及び単元株式数

の変更は、これらに係る議案が当該臨時株主総会において承認されること等を条件としております。また、単元株式数の変更については、本併合の効力が発生することも条件としております。

4. 株式併合及び単元株式数の変更の日程(予定)

平成22年10月上旬(予定) 取締役会決議日

平成22年10月(予定) 臨時株主総会決議日

平成22年12月1日(予定) 本併合効力発生日

平成22年12月1日(予定) 単元株式数の変更の効力発生日

5. 株式併合を行った場合の株主に対する当社の見解

保有株式数が 10 株未満の株主の皆様につきましては、本併合によりその保有機会を失うこととなりますことを、深くお詫び申し上げます。当社は、今後とも、経営基盤の一層の強化により、株式価値の増大に努め、株主及び投資家の皆様のご期待に応えてまいる所存でございますので、何卒ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

VII. 定款の変更(予定)

当社は、本事業再生計画に基づく本優先株式発行及び単元株式数の変更を行うため、定款変更を予定しております。

なお、平成 22 年 10 月上旬開催予定の取締役会において、定款の変更を同年 10 月開催予定の臨時株主総会の付議議案とすることを予定しており、当該定款の変更の効力発生は、当該臨時株主総会において承認されること等を条件としております。

1. 定款変更の目的

当社は、前述の「V. 第三者割当による優先株式の発行について」及び「VI. 株式の併合及び単元株式数の変更について」に記載のとおり、平成 22 年 10 月開催予定の臨時株主総会において、本優先株式発行、株式併合及び単元株式数の変更を付議する予定です。そこで、本優先株式発行及び単元株式数の変更を可能にするため、関係条文を新設するとともに所要の変更を行う定款変更案を当該臨時株主総会に付議する予定です。

2. 定款変更の内容

定款変更の具体的な内容については、確定次第速やかに開示いたします。

3. 日程

平成 22 年 10 月上旬 (予定) 取締役会決議 平成 22 年 10 月 (予定) 臨時株主総会

平成22年10月下旬(予定) 本優先株式発行に係る定款変更の効力発生日

平成22年12月1日(予定) 単元株式数の変更に係る定款変更の効力発生日

▼ 主要株主である筆頭株主の異動及び親会社の異動(見込み)

1. 異動年月日

平成22年12月下旬(予定)

2. 異動が生じる理由

前述の「 \underline{V} . 第三者割当による優先株式の発行について」に記載した \underline{A} 種優先株式の発行に伴い異動が見込まれるものです。

3. 異動する株主の概要

(1) 主要株主かつ筆頭株主でなくなる予定の株主の概要

(1) 名称	有限会社ロータストレーディング
(2)本店所在地	静岡県沼津市本字下一丁田 889 番地の 36
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 高橋孝子
(4) 主な事業内容	損害保険代理業
(5)資本金の額	1,200 万円

(2) 新たに主要株主である筆頭株主及び親会社になる予定の株主の概要 別紙V-5-(1)をご参照下さい。

4. 当該株主の所有議決権数(所有株式数)及び議決権の総数(発行済株式総数)に対する割合

		議決権の数	総株主の議決権の	大株主順位
		(所有株式数)	数に対する割合※1	
有限会社ロー	異動前	1,040 個	13.00%	第1位
タストレーデ	(平成 22 年 3 月 31 日現在)	(1,040,000 株)	13.00 /0	分工位
イング	異動後(見込み)	1,040 個	6.77%	第2位
1 2 9	共助後(兄匹み)	(104,000 株) ※2	0.77/0	另 Z TU
	異動前	一個	- %	_
株式会社企業	(平成 22 年 3 月 31 日現在)	(一個)	/0	
再生支援機構		7,361 個		
行工人1反1成1件	異動後(見込み)	(A 種優先株式	47.94%	第1位
		736,111 株)※3		

※1 異動前 (平成 22 年 3 月 31 日現在)

発行済株式総数

8,043,418 株

議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数

49,418 株

総株主の議決権

7,994 個

異動予定日(平成22年12月下旬)現在(議決権を有しないB種優先株式を除く)

発行済株式総数

普通株式

804,341 株

A 種優先株式

736,111 株

議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数

普通株式

4.941 株

A 種優先株式

11 株

総株主の議決権

15,355 個

- ※2 異動後の議決権数及び所有株式数については、前述の「<u>VI. 株式の併合及び単元株式数の変更に</u> ついて」に記載した株式併合及び単元株式数の変更を前提とした記載をしております。
- ※3 機構の所有に係る議決権は、直接所有に係る議決権のみであり、間接所有に係る当社の議決権は ございません。

5. 今後の見通し

機構による A 種優先株式の保有は、本事業再生計画に基づいて実行されるものですが、機構法第 33 条第 3 項によれば、機構は支援決定の日から 3 年以内に全ての再生支援を完了するように努めなければならないとされていることから、機構は、支援決定の日から 3 年を超えて当社の株式を保有することは

できません。また、支援決定の日から3年以内に再生支援が完了した場合は、機構は、3年を待たずにA種優先株式とはA種優先株式と引換えに交付される普通株式を売却する可能性があります。

IX. 新代表取締役候補に関するお知らせ(見込み)

1. 異動の理由

当社は、機構より和久田俊一氏(以下、「和久田氏」といいます。)を新体制の代表取締役候補として推薦されました。今後、和久田氏には、機構のアドバイザーとして当社の新体制の構築作業をサポートしていただく予定です。

2. 新代表取締役候補の氏名及び役職名

新役職名	氏名 (ふりがな)	旧役職名
代表取締役	和久田 俊一(わくだ しゅんいち)	_

3. 新代表取締役候補の略歴等

生年		所有株式数	
昭和 25 年	昭和 55 年 3 月	静岡大学工学部大学院卒業	_
	昭和 55 年 4 月	鈴木自動車工業(現スズキ株式会社)入社	
		生産技術車体課配属	
	昭和63年~平成9年	CAMI Automotive Inc. (カナダ)	
		(スズキ株式会社と General Motors	
		Corp.の合弁会社)に駐在	
		工場建設から工場長を経験	
	平成9年	スズキ株式会社 湖西工場長	
	平成 11 年	同社 取締役	
	平成 13 年	同社 常務取締役 生産本部長	
	平成 14 年	同社 専務取締役 生産本部長	
	平成 15 年	同社 常務取締役 購買本部長	
	平成 18 年	同社 専務役員 金型担当	
		兼 株式会社エステック社長	
	平成 19 年	スズキ株式会社 金型工場長	
	平成 20 年	同社 常務役員 金型工場長	
	平成 21 年	同社 生産本部 海外工場担当	

4. 就任予定日

和久田氏の当社取締役及び代表取締役就任に関しては、具体的な日程が確定次第、速やかに開示いたします。

以 上

A 種優先株式 発 行 内 容

- 1. 募集株式の種類 株式会社富士テクニカ A種優先株式 (以下「A種優先株式」という。)
- 募集株式の数 736,111 株
- 3. 募集株式の払込金額 1株につき7,200円
- 4. 払込金額の総額 5,299,999,200円
- 5. 申込期日 平成22年12月下旬(予定)
- 6. 払込期日 平成22年12月下旬(予定)
- 7. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、2,649,999,600円(1株につき3,600円)とし、増加する資本準備金の額は2,649,999,600 円(1株につき3,600円)とする。
- 8. 発行方法 第三者割当ての方法により、全株式を株式会社企業再生支援機構に割り当てる。
- 9. A 種優先期末配当金
 - (1) 当社は、剰余金の期末配当を行うときは、当該剰余金の期末配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された A 種優先株式を有する株主(以下「A 種優先株主」という。)又は A 種優先株式の登録株式質権者(以下「A 種優先株式の登録株式質権者」という。)と対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び B 種優先株式の株主(以下、「B 種優先株式の登録株式質権者(以下、「B 種優先株式の株主(以下、「B 種優先株式の株主(以下、「B 種優先株式の株式質権者」という。)と先立ち、A 種優先株式 1 株につき、A 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額(但し、A 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記(2)に定める配当年率(以下「A 種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を切り上げる。(以下「A 種優先期末配当金」という。))の剰余金の配当を行う。但し、当該基準日の属する事業年度において A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に対して第 10 項に定める A 種優先中間配当金又は第 11 項に定める A 種優先臨時配当金を支払ったときは、その額を控除した額を A 種優先期末配当金とする。
 - (2) A 種優先配当年率

A 種優先配当年率=日本円 TIBOR (12 か月物) + 0.5%

なお、A 種優先配当年率は、%位未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を四捨五入する。上記の算式において「日本円 TIBOR(12 か月物)」とは、各事業年度の初日(但し、当該日が銀行休業日の場合は前営業日)(以下「A 種優先配当年率決定日」という。)の午前 11 時における日本円 12 か月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円 TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを指すものとし、A 種優先配当年率決定日に日本円 TIBOR(12 か月物)が公表されていない場合は、これに代えて同日(当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合は前営業日)ロンドン時間午前 11 時におけるユーロ円 12 か月物ロンドン・インターバンク・オファード・レートとして英国銀行協会(BBA)によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められる数値とする。

(3) 非累積条項

ある事業年度において A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の期末配当の額が A 種優先期末配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に対しては、A 種優先期末配当金を超えて配当は行わない。 但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに 規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法 第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

10.A 種優先中間配当金

当社は、中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された A 種優 先株主又は A 種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者及び B 種優先株主又は B 種優先登録株式質権者に先立ち、A 種優先株式 1 株につき、A 種優先期末配当金の額の 2 分の 1 を上限とする金銭(以下「A 種優先中間配当金」という。)を支払う。

11.A 種優先臨時配当金

当社は、中間配当及び期末配当以外に普通株主若しくは普通登録株式質権者又は B 種優先株主若しくは B 種優先登録株式質権者に剰余金の配当を行う場合には、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者及び B 種優先株主又は B 種優先登録株式質権者に先立ち、A 種優先株式 1 株につき、当該基準日が属する事業年度に係る A 種優先期末配当金として支払われるべき金額に、当該事業年度の初日(同日を含む。)から当該基準日(同日を含む。)までの日数を乗じ、365 で除して得られる額(円未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を切上げる。以下「A 種優先臨時配当金」という。)を金銭により配当する。但し、当該事業年度の初日から当該基準日までの期間に属する基準日に係る A 種優先中間配当金又は先行する A 種優先臨時配当金がある場合には、かかる A 種優先中間配当金及び A 種優先臨時配当金の合計額を控除した額とする。

12.残余財産

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は 普通登録株式質権者及び B 種優先株主又は B 種優先登録株式質権者に先立ち、A 種優先株式 1 株当たりの 払込金額相当額(但し、A 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に下記(3)に定める A 種優先株式 1 株当たりの A 種経過優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

(2) 非参加条項

A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配は行わない。

(3) A 種経過優先配当金相当額

A 種優先株式 1 株当たりの A 種経過優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)において、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から分配日(同日を含む。)までの日数に A 種優先期末配当金の額を乗じた金額を 365 で除して得られる額(円位未満小数第 4 位まで算出し、

その小数第4位を切上げる。)をいう。但し、分配日の属する事業年度においてA種優先株主又はA種優先 登録株式質権者に対して A 種優先中間配当金又は A 種優先臨時配当金を支払ったときは、その額を控除し た額とする。

13. 議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有する。A種優先株式の1単元の株式数は、100株とする。

14. 種類株主総会における決議

当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、 A 種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。但し、A 種優先株主を構成員とする種類株主総会 が開催される場合は、定款第14条ないし第18条の規定は、同種類株主総会についてこれを準用する。

15. 普通株式を対価とする取得請求権

A 種優先株主は、平成23年12月15日(当該日が営業日でない場合には、翌営業日)以降平成26年12月 15日(当該日が営業日ではない場合には、翌営業日)までの間(以下「転換請求期間」という。)いつでも、当 社に対して、その有する Α 種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当社 は A 種優先株主が取得の請求をした A 種優先株式を取得するのと引換えに、下記に定める算定方法に従って算 出される数の当社の普通株式を、当該A種優先株主に対して交付するものとする。

(1) 取得と引換えに交付する普通株式の数

A 種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、取得請求に係る A 種優先株式の数に A 種優先 株式 1 株当たりの払込金額相当額を乗じて得られる額を、下記(2)以下に定める取得価額で除して得られる 数とする。なお、A 種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に 1 株に満たない端数があるときは、 これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

(2) 当初取得価額

取得価額は、当初、400円とする。

- (3) 取得価額の調整
 - (a) A 種優先株式の発行後に以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調
 - ① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整す る。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無 償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。)」、「分割後発 行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株 式を除く。)」とそれぞれ読み替える。

分割前発行済普通株式数

分割後発行済普通株式数

調整後取得価額=調整前取得価額 ×

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割

当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降これを適用する。

② 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、

取得価額を調整する。

併合前発行済普通株式数

調整後取得価額=調整前取得価額 × -

併合後発行済普通株式数

③ 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合又 は当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに 取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(3)におい て同じ。)の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、取得価額調整式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

(発行済普通株
式の数-当社が
保有する普通株
式の数) +新たに発行する
通 ×
数 払 込 金 額機
(発行する
3
3
3
4
3
3
4
3
4
5
3
4
4
5
4
5
4
5
4
5
4
5
4
5
4
5
4
5
4
5
5
6
7
8
7
9
1
4
5
5
6
7
8
7
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9
9<br/

調整後 = 調整前 > 取得価額

(発行済普通株式の数-当社が保有する普通株式の数) + 新たに発行する普通株式の数

④ 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株

主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

- ⑤ 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式 1 株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1 株当たり払込金額」として普通株式 1 株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式 1 株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本⑤による取得価額の調整は、当社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。
- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①又は②のいずれかに該当する場合には、当社は A 種優先株 主及び A 種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得 価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。
 - ① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、 吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設 分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
 - ② 前①のほか、普通株式の発行済株式の総数(但し、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更 又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四 捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式 1 株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ 45 取引日目に始まる連続する 30 取引日の株式会社大阪証券取引所ジャスダック市場における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。)とする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にと どまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、その後取得価額の調整を必要とする事由が 発生し、取得価額を算出する場合には、本(e)号の調整前取得価額はこの差額を差し引いた額とする。

16. 金銭を対価とする取得請求権

(1) A種優先株主は、平成24年12月15日(当該日が営業日でない場合には、翌営業日)以降いつでも、当社に対して、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし(以下「金銭対価取得請求」という。)、当社は、A種優先株主が金銭対価取得請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価取得請求が効力を生じた日(以下「金銭対価取得請求日」という。)における取得上限額(下記(2)において定義される。)を限度として法令上可能な範囲で、金銭対価取得請求日に、金銭を当該A種優先株主に対して交付するものとする。この場合において、取得上限額を超えて金銭対価取得請求がなされた場合には、当社が取得すべきA種優先株式は、金銭対価取得請求がなされた場合には、当社が取得すべきA種優先株式は、金銭対価取得請求がなされた場合には、当社が取得すべきA種優先株式は、金銭対価取得請求がなされた株数に応じた比例按分の方法により決定する。

(2) 取得対価

金銭対価取得請求が行われた場合における A 種優先株式 1 株当たりの取得対価は、A 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額(但し、A 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、金銭対価取得請求日における A 種優先株式 1 株当たりの A 種経過優先配当金相当額(第 12 項(3)に準じて算定される。)を加えた金額とする。なお、「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日(以下「分配可能額計算日」という。)における分配可能額(会社法第 461 条第 2 項に定めるものをいう。以下同じ。)を基準とし、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日(同日を含まない。)までの間において、(i)当社株式に対してなされた剰余金の配当、並びに(ii)本項に基づき金銭対価取得請求が行われ又は第 18 項に基づき当社取締役会において取得することを決議された A 種優先株式の取得価額の合計額を減じた額とする。但し、取得上限額がマイナスの場合は 0 円とする。

17. 普通株式を対価とする取得条項

当社は、転換請求期間の末日の翌日以降いつでも、当社取締役会が別に定める日(以下「強制転換日」という。)が到来することをもって、普通株式の交付と引換えに、転換請求期間中に取得請求のなかった A 種優先株式の全部を取得することができる。この場合、当社は、かかる A 種優先株式を取得するのと引換えに、かかる A 種優先株式の数に A 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額(但し、A 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じて得られる額を、強制転換日における取得価額(第15項(3)に準じて調整される。)で除して得られる数の普通株式を A 種優先株主に対して交付するものとする。A 種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

18. 金銭を対価とする取得条項

(1) 当社は、いつでも、当社取締役会が別に定める日(以下「強制償還日」という。)が到来することをもって、金銭の交付と引換えに、A 種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、強制償還日における取得上限額(第 16 項(2)に準じて算定される。)を限度として、法令上可能な範囲で、A 種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに、下記(2)に定める額(以下「強制償還価額」という。)の金銭を A 種優先株主に対して交付するものとする。なお、A 種優先株式の一部を取得する場合は、当社

が取得すべき A 種優先株式は強制償還日の最終の株主名簿に記載又は記録された A 種優先株式の保有株式数に応じた比例按分の方法により決定する。

(2) 強制償還価額

強制償還価額は、A 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額(但し、A 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、強制償還日における A 種優先株式 1 株当たりの A 種経過優先配当金相当額(第 12 項(3)に準じて算定される。)を加えた金額とする。

19.詳細の決定

上記の他、A種優先株式の発行に関し必要なその他一切の事項は当社代表取締役に一任する。

20. 譲渡制限

譲渡によるA種優先株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

21. その他

上記各項は、当社株主総会において、A 種優先株式の発行に必要な定款変更が承認されること、B 種優先株式の発行に必要な定款変更が承認されること、及び普通株式を 10 対 1 の割合に併合する株式併合が承認され、効力を生ずること、並びに株式会社企業再生支援機構により買取決定又は債権買取り等をしない旨の決定、及び出資決定が行われること、その他各種の法令に基づき必要な手続が完了していることを条件とする。

以上

<u>B 種優先株式</u> <u>発 行 内 容</u>

1. 募集株式の種類

株式会社富士テクニカ B種優先株式(以下「B種優先株式」という。)

- 募集株式の数
 2,271,739 株
- 3. 募集株式の払込金額 1株につき 1,380円
- 4. 払込金額の総額 3,134,999,820円
- 5. 申込期日 平成 22 年 12 月下旬(予定)
- 6. 払込期日 平成22年12月下旬(予定)
- 7. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、1,567,499,910 円 (1 株につき 690 円) とし、増加する資本準備金の額は 1,567,499,910 円 (1 株につき 690 円) とする。
- 8. 発行方法

第三者割当ての方法により、以下の者に割り当てる。但し、これらの者のいずれか(以下「引受辞退者」という。)が引き受けない場合、当該引受辞退者に代わり、当該引受辞退者が割当てを受ける予定であった株式について、株式会社企業再生支援機構に割り当てる。

株式会社静岡銀行 未定 上記以外の主要取引先金融機関 未定 (割当先未確定)

9. 現物出資財産の内容

現物出資財産の内容は、以下の財産とする。但し、これらの財産のいずれかが株式会社企業再生支援機構に譲渡され、前項に従って株式会社企業再生支援機構が割当先となった場合、当該譲渡対象となった財産を株式会社企業再生支援機構による現物出資財産とする。

株式会社静岡銀行が当社に対して有する貸付債権 未定 上記以外の主要取引先金融機関が当社に対して有する貸付債権 未定 (割当先未確定)

10. 剰余金の配当

B種優先株式に係る剰余金の配当については、当社が普通株主又は普通株式の登録株式質権者に対する剰余金の期末配当、中間配当又は臨時配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は

記録された B 種優先株式を有する株主 (以下「B 種優先株主」という。) 又は B 種優先株主の登録株式質権者 (以下「B 種優先登録株式質権者」という。) に対し、B 種優先株式 1 株につき普通株式 1 株当たりの配当額と同額の剰余金を支払うものとする。

11. 残余財産

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、B 種優先株主又は B 種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は 普通株式の登録株式質権者に先立ち、B 種優先株式1株当たりの払込金額相当額(但し、B 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に下記(3)に定める B 種優先株式1株当たりの経過配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

(2) 非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 経過配当金相当額

B種優先株式 1 株当たりの経過配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)において、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から分配日(同日を含む。)までの日数に B 種優先株主又は B 種優先登録株式質権者に対する期末配当金の額を乗じた金額を 365 で除して得られる額(円位未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を切上げる。)をいう。但し、分配日の属する事業年度において B 種優先株主又は B 種優先登録株式質権者に対して中間配当金又は臨時配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

12. 議決権

B種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。B種優先株式の1単元の株式数は、100株とする。

13. 種類株主総会における決議

当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、 B種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。但し、B種優先株主を構成員とする種類株主総会 が開催される場合は、定款第14条ないし第18条の規定は、同種類株主総会についてこれを準用する。

14. 普通株式を対価とする取得条項

当社は、平成 23 年 12 月 15 日(当該日が営業日でない場合には、翌営業日)以降いつでも、当社取締役会が別に定める日が到来することをもって、普通株式の交付と引換えに、B 種優先株式の全部を取得することができる。この場合、当社は、かかる B 種優先株式 1 株を取得するのと引換えに、普通株式 1 株を当該 B 種優先株主に対して交付するものとする。

15. 詳細の決定

上記の他、B種優先株式の発行に関し必要なその他一切の事項は当社代表取締役に一任する。

16. 譲渡制限

譲渡によるB種優先株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

17. その他

上記各項は、当社株主総会において、B種優先株式の発行に必要な定款変更が承認されること、A種優先株式の発行に必要な定款変更が承認されること、及び普通株式を10対1の割合に併合する株式併合が承認され、効力を生ずること、並びに株式会社企業再生支援機構により買取決定又は債権買取り等をしない旨の決定、及び出資決定が行われること、その他各種の法令に基づき必要な手続が完了していることを条件とする。

以 上

別紙V-5-(1): A 種優先株式

(平成 22 年 3 月 31 日現在)

			(1 /9)	X 22 中 3 月 31 日 51 (11)			
① 商 另	株式会社企業科	再生支护	受機構				
② 本 店 所 在 地	東京都千代田園	東京都千代田区大手町一丁目6番1号					
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長	代表取締役社長 西澤 宏繁					
④ 事 業 内 容	事業再生の支持	爰					
⑤資本金の額	[20,129 百万円						
⑥設立年月日	平成 21 年 10	月 14 日					
⑦ 発行済株式数	330,566 株						
⑧ 事業年度の末日	3月31日						
9 従 業 員 数	125名 (連結)						
⑩ 主要取引先	該当ありません	V_{\circ}					
⑪ 大株主及び持株比率	預金保険機構	預金保険機構 97.52%					
	資本関係	該当事	事項はありません。				
	取引関係	該当事	事項はありません。				
22 当社との関係等							
	/ IJ K		ず気はめりよせん。				
	関連当事者へ	該当し	しません。				
	の該当状況						
③ 最近3年間の経営成	績及び財政状態			(単位:百万円)			
	平成 20 年 3	月期	平成21年3月期	平成22年3月期			
純 資 産				20,242			
総資産				475,941			
1 株当たり純資産(円)		50,280		50,280.72			
売 上 高				2,071			
営 業 利 盆				515			
経常和益				365			
当期純利益	-			113			
1株当たり当期純利益(円)] /			341.89			
1 株当たり配当金(円) /							

以上

別紙 V -5-(2): B 種優先株式

(平成 22 年 3 月 31 日現在)

1	商		号	株式会社静岡銀行					
2	本 店	所 在	地	静岡県静岡市葵区呉服町一丁目 10 番地					
3	代表者 6	り役職・	氏名	取締役頭取 中西 勝則					
4	事 業	内	容	銀行業					
(5)	資 本	金の	額	90,845 百万円					
6	設 立	年 月	日	昭和18年3月1日					
7	発行	済 株 🕏	七 数	705,129,069 株					
8	事業年	度の	末日	3月31日					
9	従 業	員	数	4,210 名(連結)					
10	主 要	取引	先	一般個人及び法人					
11)	大株主法	及び持株	比率	日本生命保険相互会社 4.21%					
			資本関係	係 当社の普通株式を 3.40%保有しております。					
(3) W 41 1 (5) HI 1/2	区 竺	取 引 関 係 当社に対して 8,655 百万円の融資を行っておりま す。							
(12)	1 ② 当社との関係	床 守	人的関係	系 該当事項はありません。					
			関連当事者へ の該当状況 該当しません。						
③ 最近3年間の経営成績及び財政状態(連結)					(単位:百万円)				
				平成 20 年 3	月期	平成21年3月期	平成22年3月期		
純	資	:	産	71	7,391	652,515	719,069		
総	資	:	産	9,09	8,425	9,114,742	9,040,330		
	長当たり純	資産(円)	1,003.78		909.15	1,005.41		
経	常	収	益	245,099		232,218	214,479		
経	常	利	益	65,110		19,958	53,878		
当	期紅		益	34,758		13,012	32,755		
-	1株当たり当期純利益(円)		49.25		18.64	46.92			
1 株	1 株当たり配当金(円)				13	13	13		

以 上